

現況分析基本データに用いるデータについて
国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
第4期中期目標期間の教育研究の状況についての評価

<目次>

1. 現況分析基本データにおける指標の計算式の詳細について・・・1頁
2. 現況分析基本データに用いるデータ定義一覧・・・・・・・・・・5頁

1. 現況分析基本データにおける指標の計算式の詳細について

- 本資料は、「第4期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る現況分析基本データ」（令和5年12月20日）に基づき、各指標の計算式の詳細を整理したものです。
- 各項目に関する説明は、以下のとおりです。
 - ・ 指標番号：当該指標の番号です。教育に関する指標ではE01～E12の12指標、研究に関する指標ではR01～R16の16指標から構成されています。
 - ・ 指標：当該指標の名称です。
 - ・ 指標の計算式：当該指標を算出する際の計算式です。
 - ・ 分子（又は前項）：当該指標の計算式における分子（又は前項）に用いるデータです。データの定義等については、「2. 現況分析基本データに用いるデータ定義一覧」を参照のこと。
 - ・ 分母（又は後項）：当該指標の計算式における分母（又は後項）に用いるデータです。データの定義等については、「2. 現況分析基本データに用いるデータ定義一覧」を参照のこと。

(1) 教育に関する指標

指標番号	指標	指標の計算式	分子（又は前項）				分母（又は後項）			
			大項目No.	中項目No.	小項目	備考	大項目No.	中項目No.	小項目	備考
E01	学生数（男女別）	男性学生数：女性学生数	I	1	①学生数	男性学生数を対象とする。	I	1	①学生数	女性学生数を対象とする。
E02	社会人学生の割合	社会人学生数／学生数（大学院のみ）	I	2	①社会人学生数		I	1	①学生数	
E03	留学生の割合	留学生数／学生数	I	3	③留学生数		I	1	①学生数	
E04	日本人留学生の割合	日本人留学生数／学生数	I	4	①協定等に基づく留学期間別日本人留学生数 ②協定等に基づかない留学期間別日本人留学生数の合計		I	1	①学生数	
E05	入学定員充足率	入学者数／入学定員	Ⅲ	1	②入学者数		Ⅲ	1	①入学定員	
E06	本務教員あたりの学生数	学生数／本務教員数	I	1	①学生数		Ⅱ	1	①本務教員数 ②専任教員数 ③基幹教員数 ④研究指導教員数及び ⑤研究指導補助教員数の合計	左記のうち法人が選択した教員数の定義に基づいて算出する

指標 番号	指標	指標の計算式	分子（又は前項）				分母（又は後項）			
			大項目No.	中項目No.	小項目	備考	大項目No.	中項目No.	小項目	備考
E07	本務教員数（男女別）	男性本務教員数：女性本務教員数	Ⅱ	1	①本務教員数 ②専任教員数 ③基幹教員数 ④研究指導教員数及び ⑤研究指導補助教員数 の合計	左記のうち法人が選択 した教員数の定義に基 づいて、男性教員数を 対象とする	Ⅱ	1	①本務教員数 ②専任教員数 ③基幹教員数 ④研究指導教員数及び ⑤研究指導補助教員数 の合計	左記のうち法人が選択 した教員数の定義に基 づいて、女性教員数を 対象とする
E08	退学率	退学者・除籍者数／学生数	Ⅲ	2	①退学者・除籍者数		I	1	①学生数	
E09	入学者のうち標準修業年限 内卒業・修了率	標準修業年限内での卒業・修了者数／入学者数	Ⅳ	1	②標準修業年限で卒業（修 了）した者の数		Ⅳ	1	①標準修業年限前の入学者 数	
E10	入学者のうち標準修業年限 ×1.5年以内卒業・修了率	標準修業年限×1.5年以内での卒業・修了者数／入 学者数	Ⅳ	1	④（標準修業年限×1.5）年 間に学位を取得した者の数		Ⅳ	1	③（標準修業年限×1.5）年 前の入学者数	
E11	卒業・修了者に占める進学 者の割合	進学者数／卒業・修了者数	Ⅳ	2	①進路先別卒業（修了）者 数	進学及び専修学校・外 国の学校等入学者の計	Ⅳ	2	①進路先別卒業（修了）者 数	
E12	卒業・修了者に占める就職 者の割合	就職者数／卒業・修了者数	Ⅳ	2	①進路先別卒業（修了）者 数	就職者等（進学した者 を除く）及び臨床研修 医（予定者を含む）の 計	Ⅳ	2	①進路先別卒業（修了）者 数	

(2) 研究に関する指標

指標 番号	指標	指標の計算式	分子（又は前項）				分母（又は後項）			
			大項目No.	中項目No.	小項目	備考	大項目No.	中項目No.	小項目	備考
R01	本務教員あたりの科研費採 択内定件数	内定件数（新規）／本務教員数	V	1	①内定件数	新規のみ	VI	1	①本務教員数 ②専任教員数 ③基幹教員数	左記のうち法人が選択 した教員数の定義に基 づいて算出する
		内定件数（新規・継続）／本務教員数			①内定件数	新規・継続の計			④研究指導教員数及び ⑤研究指導補助教員数 の合計	
R02	本務教員あたりの科研費内 定金額	内定金額／本務教員数	V	1	②内定金額		VI	1	同上	同上
		内定金額（間接経費含む）／本務教員数			②内定金額 ③内定金額 （間接経費のみ）の合計					
R03	本務教員あたりの共同研究 受入件数	共同研究受入件数／本務教員数	V	2	①受入件数		VI	1	同上	同上
R04	本務教員あたりの共同研究 受入件数（国内・外国企業 からのみ）	共同研究受入件数（国内・外国企業からのみ）／ 本務教員数	V	2	①受入件数	大企業／中小企業／外 国企業のみ	VI	1	同上	同上
R05	本務教員あたりの共同研究 受入金額	共同研究受入金額／本務教員数	V	2	②受入額		VI	1	同上	同上
R06	本務教員あたりの共同研究 受入金額（国内・外国企業 からのみ）	共同研究受入金額（国内・外国企業からのみ）／ 本務教員数	V	2	②受入額	大企業／中小企業／外 国企業のみ	VI	1	同上	同上
R07	本務教員あたりの受託研究 受入件数	受託研究受入件数／本務教員数	V	3	①受入件数 ③治験受入件数 ④治験以外の検査等受入件 数の合計		VI	1	同上	同上
R08	本務教員あたりの受託研究 受入件数（国内・外国企業 からのみ）	受託研究受入件数（国内・外国企業からのみ）／ 本務教員数	V	3	①受入件数 ③治験受入件数 ④治験以外の検査等受入件 数の合計	大企業／中小企業／外 国企業のみ	VI	1	同上	同上

指標 番号	指標	指標の計算式	分子（又は前項）				分母（又は後項）			
			大項目No.	中項目No.	小項目	備考	大項目No.	中項目No.	小項目	備考
R09	本務教員あたりの受託研究 受入金額	受託研究受入金額／本務教員数	V	3	②受入額 ⑤治験受入額 ⑥治験以外の検査等受入額 の合計		VI	1	同上	同上
R10	本務教員あたりの受託研究 受入金額（国内・外国企業 からのみ）	受託研究受入金額（国内・外国企業からのみ）／ 本務教員数	V	3	②受入額 ⑤治験受入額 ⑥治験以外の検査等受入額 の合計	大企業／中小企業／外 国企業のみ	VI	1	同上	同上
R11	本務教員あたりの寄附金受 入件数	寄附金受入件数／本務教員数	V	4	①寄附金受入件数		VI	1	同上	同上
R12	本務教員あたりの寄附金受 入金額	寄附金受入金額／本務教員数	V	4	②寄附金受入額		VI	1	同上	同上
R13	本務教員あたりの特許出願 数	特許出願数／本務教員数	V	5	①出願件数		VI	1	同上	同上
R14	本務教員あたりの特許保有 数	特許保有数／本務教員数	V	5	②保有件数		VI	1	同上	同上
R15	本務教員あたりの外部研究 資金の金額	（科研費の内定金額（間接経費含む）＋共同研究 受入金額＋受託研究受入金額＋寄附金受入金額） の合計／本務教員数	V	1～4	R02、05、09、12の全て		VI	1	同上	同上
R16	本務教員あたりの民間研究 資金の金額	（共同研究受入金額（国内・外国企業からのみ） ＋受託研究受入金額（国内・外国企業からのみ） ＋寄附金受入金額）の合計／本務教員数	V	2～4	R06、10、12の全て		VI	1	同上	同上

2. 現況分析基本データに用いるデータ定義一覧

○ 本資料は、「第4期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る現況分析基本データ」（令和5年12月20日）に基づき、各指標に用いるデータの最新の定義を整理したものです。							
○ 現況分析基本データについては、学校基本調査をはじめとする既存調査におけるデータ定義との共通化を図り、独自のデータ定義を極力用いないこととしています。各データと共通化を図っているデータ定義については、「データ定義の参照元」の該当項目欄に「○」を付しています。各項目の略称の内容については、以下のとおりです。							
・ 基本情報：大学基本情報（学校基本調査）のデータ							
・ 認証評価：認証評価（機構の大学機関別認証評価独自のものを含む）のデータ							
・ 産学連携：「大学等における産学連携等実施状況」（文部科学省）のデータ							
・ 科研費：科学研究費助成事業（科研費）研究種目・概要（日本学術振興会）							
・ 留学状況：「日本人学生留学状況調査」（日本学生支援機構）のデータ							

					データ定義の参照元						
大項目	中項目	小項目	区分 1	区分 2	データ定義	基本 情報	認証 評価	産学 連携	科研費	留学 状況	参照・備考
I 学生情報											
1. 学生											
		①学生数			学部・研究科別、課程別、年次別、性別の学生人数。 休学者、社会人学生、外国人学生も含める。専攻科及び別科の学生、並びに科目等履修生、聴講生、選科生及び研究生の数は含めない。	○					学部学生内訳票（学校基本調査） 大学院学生内訳票（学校基本調査）
2. 社会人学生											
		①社会人学生			研究科別、課程別、性別の社会人学生人数。 学生数のうち、社会人を専攻別に回答。この欄には、当該研究科の出願資格を有する者で、5月1日現在、①職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、③主婦・主夫の数を回答。	○					大学院学生内訳票（学校基本調査）
3. 留学生											
		①留学生数			日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち、出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」（本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動）による在留資格によって、入国した者。 なお、同法による他の在留資格によって入国し、その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。	○					学部学生内訳票（学校基本調査） 大学院学生内訳票（学校基本調査）
4. 日本人留学生											
		①協定等に基づく日本人留学生数			留学期間別の協定等に基づく日本人留学生数。 「協定等」とは、両大学長、学部長等により取り交わされた正式文書だけではなく、正式文書として取り交わしていなくても、学生交流に関わる事務文書が日本の大学等に存在し、交流実績がある取決め又は覚書等をいう。 「留学」とは、海外の大学等における教育又は研究等の活動及び、学位取得を目的としなくても単位取得が可能な学習活動や、異文化体験・語学の実地習得、研究指導を受ける活動等、海外の教育機関（あるいはそれに付属する機関）と関連して行われる各種プログラムへの参加をいう。 留学先に入国した年月日ではなく、留学先の現地で教育を受け始めた年月日が調査年度中である場合、調査の対象とし、留学先に入国する前にオンライン授業にて受講を開始していた期間については、調査対象外とする。					○	日本人学生留学状況調査 留学期間別の区分については、以下のとおり。 ・ 1か月未満 ・ 1か月以上3か月未満 ・ 3か月以上6か月未満 ・ 6か月以上1年未満 ・ 1年以上 ・ 不明
		②協定等に基づかない日本人留学生数			留学期間別の協定等に基づかない日本人留学生数。					○	日本人学生留学状況調査 留学期間別の区分については、以下のとおり。 ・ 1か月未満 ・ 1か月以上3か月未満 ・ 3か月以上6か月未満 ・ 6か月以上1年未満 ・ 1年以上 ・ 不明

					データ定義の参照元					参照・備考	
大項目	中項目	小項目	区分1	区分2	データ定義	基本 情報	認証 評価	産学 連携	科研費		留学 状況
Ⅱ 教員情報（教育）											
1. 教員（教育）											
		①本務教員数			職名別、性別の本務教員人数。 学部（大学）所属の教員及び大学院、附置研究所、附属教育研究施設、学内措置施設・組織に勤務する教員数を、学部（大学）、大学院、附置研究所、その他の所属に分けて漏れなく回答。なお、外国留学中及びサバティカル期間中の者並びに休職者は含めて回答するが、名誉教授、通信教育部専任の教員は除外する。また、外国人教員の回答については、辞令面によりそれぞれの欄に回答。 本務・兼務の区別は原則として辞令面による。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとする。辞令面で区別できない場合は、俸給（給料又はこれに相当するものを含む。）を支給されている方を本務とし、それ以外は兼務とする。2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とする。また、俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時間の多い方を本務とする。学内で昼間部と夜間部の両方又は2以上の学部・学科に勤務する者は、いずれか一方を本務とし、他は兼務としない。同一学校法人の大学と短期大学との両方に勤務する者は、学校種別が異なるのでいずれか一方を本務とし、他を兼務とする。	○					学生教職員等状況票（学校基本調査）
		②専任教員数			職名別、性別の専任教員人数。 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 専任教員は、専ら大学における教育研究に従事するものとする。 大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。 なお、専門職大学院については、みなし専任教員を含めることができる。						旧大学設置基準第十二条 専門職大学院設置基準第五条
		③基幹教員数			職名別、性別の基幹教員人数。 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。						大学設置基準第八条
		④研究指導教員数			職名別、性別の研究指導教員人数。 研究指導教員の定義については、大学院設置基準第九条、大学院設置基準第十三条を参照。						大学院設置基準第九条 大学院設置基準第十三条
		⑤研究指導補助教員数			職名別、性別の研究指導補助教員人数。 研究指導補助教員とは、研究指導の補助を行い得る教員をいう。						大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（文部科学省告示）
Ⅲ 入退学											
1. 入学状況											
		①入学定員			学科・専攻別、年度別の入学定員。 編入学の定員を設定している場合、編入学ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えない。 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分ける。		○				認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2
		②入学者数			学科・専攻別、年度別の入学者数。 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分ける。		○				認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2
2. 退学者・除籍者											
		①退学者・除籍者数			学年に依らず同一年度に退学した（除籍された）学生数。ただし、学校基本調査において入学者に含めていない者（一度入学手続きをしても5月1日までに退学、除籍した者）を除く。						

データ定義					データ定義の参照元					参照・備考
					基本 情報	認証 評価	産学 連携	科研費	留学 状況	
大項目	中項目	小項目	区分1	区分2						
IV 卒業・修了										
1. 標準修業年限内卒業（修了）率等										
①標準修業年限前の入学者数					標準修業年限（例：4年制学部であれば4年）前の入学者数。		○			自己評価実施要項（機構の大学機関別認証評価）
②標準修業年限で卒業（修了）した者の数					標準修業年限で卒業（修了）した者の数。		○			自己評価実施要項（機構の大学機関別認証評価）
③（標準修業年限×1.5）年前の入学者数					（標準修業年限×1.5）年前の入学者数。		○			自己評価実施要項（機構の大学機関別認証評価）
④（標準修業年限×1.5）年間に学位を取得した者の数					（標準修業年限×1.5）年前の入学者数のうち、（標準修業年限×1.5）年間に学位を取得した者の数。		○			自己評価実施要項（機構の大学機関別認証評価）
2. 卒業・修了者（進路先別）					学部・研究科別、課程別、性別の卒業（修了）者についての進路先別の情報。 大学学部、大学院研究科において調査年度間に当該学校を卒業した者について、調査年度翌年度5月1日現在の状況を回答。なお、卒業時から調査年度翌年度5月1日までの状況の変更について把握できない場合は、卒業時の状況を回答。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
①進路先別卒業（修了）者数					卒業者とは、大学学部、大学院研究科の卒業者をいい、専攻科及び別科の修了者は除外する。 なお、大学院研究科においては、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した者をいう。ただし、博士課程については、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得したが博士の学位を取得しなかった者で、調査年度間にいわゆる満期退学した者も、便宜卒業者として含めて回答。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
A. 進学					「大学院研究科」「大学学部」「短期大学本科」「専攻科」「別科」に進学した者の数。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
B. 就職者等（進学した者を除く）					給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事（自家・自営業を含む）に就いた者及び臨時的な収入を得る仕事に就いた者をいう。なお、「大学院研究科等」に区分される者で、かつ職に就いている者については、ここには含めない。 「自営業主等」「無期雇用労働者」「有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上のもの）」「臨時労働者」「臨床研修医（予定者を含む）」の数を合計する。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
自営業主等					個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
無期雇用労働者					雇用契約期間の定めのないものとして就職した者をいう。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上のもの）					雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいう。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
臨時労働者					雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいう。 なお、労働者派遣法に基づく派遣労働者は、「無期雇用労働者」には計上せず、「有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）」又は「臨時労働者」に計上。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
C. 臨床研修医（予定者を含む）					医師法第16条の2及び歯科医師法第16条の2に基づく臨床研修を受ける者の数を回答。また、5月1日現在、臨床研修医となることが予定されている者もここに含めて回答。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）
D. 専修学校・外国の学校等入学者					「大学院研究科等」以外の者で、学校、その他教育施設に入学（在籍）している者を回答。例えば、研究生として入学した者、専修学校、各種学校、外国の学校及び職業能力開発校への入学者がここに含まれる。	○				卒業後の状況調査票（2－1）（学校基本調査）

					データ定義の参照元					参照・備考	
大項目	中項目	小項目	区分1	区分2	データ定義	基本 情報	認証 評価	産学 連携	科研費		留学 状況
Ⅴ 研究資金											
1. 科学研究費補助金											
①内定件数					研究種目区分（新規・継続）別の科学研究費補助金の内定件数。 国際共同研究加速基金は含むが、特別研究促進費、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費は含まない。異動は考慮せず申請（応募）から交付内定までに所属する組織で計上。						
A. 科学研究費											
特別推進研究					新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究（3～5年間（真に必要な場合は最長7年間）2億円以上5億円まで（真に必要な場合は5億円を超える応募も可能））				○		
新学術領域研究（研究領域提案型）					多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる（5年間 1領域単年度当たり 1,000万円～3億円程度を原則とする） 【令和5（2023）年度公募以降、終了領域の成果取りまとめ経費のみ公募】				○		
学術変革領域研究（A）					（A）多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（5年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以上3億円まで（真に必要な場合は3億円を超える応募も可能））				○		
学術変革領域研究（B）					（B）次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究（3年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以下）				○		
基盤研究（S）					一人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 原則5年間 5,000万円以上 2億円以下				○		
基盤研究（A）					一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （A）3～5年間 2,000万円以上 5,000万円以下				○		
基盤研究（B）					一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （B）3～5年間 500万円以上 2,000万円以下				○		
基盤研究（C）					一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （C）3～5年間 500万円以下				○		
挑戦的研究（開拓）					一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 （開拓）3～6年間 500万円以上 2,000万円以下				○		
挑戦的研究（萌芽）					一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象 （萌芽）2～3年間 500万円以下				○		
若手研究					博士の学位取得後8年未満の研究者（注）が一人で行う研究 2～5年間 500万円以下 （注）博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。				○		

大項目	中項目	小項目	区分1	区分2	データ定義	データ定義の参照元					参照・備考
						基本 情報	認証 評価	産学 連携	科研費	留学 状況	
					研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が一人で行う研究 1～2年間 300万円以下（研究期間が1年の場合は150万円以下）				○		
					奨励研究 教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が一人で行う研究 1年間 10万円以上 100万円以下				○		
					B. 国際共同研究加速基金				○		
					国際先導研究 我が国の優秀な研究者が率いる研究グループが、国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出を目指す。ポストドクターや大学院生の参画により、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の育成にも資する。 （7年（10年までの延長可） 5億円以下）				○		
					国際共同研究強化 科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す（1,200万円以下）【令和5（2023）年度公募以降改称】				○		
					海外連携研究 複数の日本側研究者と海外の研究機関に所属する研究者との国際共同研究。学術研究の発展とともに、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化、国際的に活躍できる研究者の養成を目指す（3～6年間 2,000万円以下）【令和5（2023）年度公募以降改称】				○		
					国際活動支援班 新学術領域研究における国際活動への支援（領域の設定期間 単年度当たり1,500万円以下） 【平成30（2018）年度公募以降、新学術領域研究の総括班に組み込んで公募（平成31（2019）年度公募まで）】				○		
					帰国発展研究 海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（3年以内 5,000万円以下）				○		

大項目	中項目	小項目	区分1	区分2	データ定義	データ定義の参照元					参照・備考
						基本情報	認証評価	産学連携	科研費	留学状況	
		②内定金額			研究種目区分（新規・継続）別の科学研究費補助金の内定金額。 国際共同研究加速基金は含むが、特別研究促進費、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費は含まない。異動は考慮せず申請（応募）から交付内定までに所属する組織で計上。						
		A. 科学研究費									
				特別推進研究	上記「特別推進研究」と同じ。				○		
				新学術領域研究（研究領域提案型）	上記「新学術領域研究（研究領域提案型）」と同じ。				○		
				学術変革領域研究（A）	上記「学術変革領域研究（A）」と同じ。				○		
				学術変革領域研究（B）	上記「学術変革領域研究（B）」と同じ。				○		
				基盤研究（S）	上記「基盤研究（S）」と同じ。				○		
				基盤研究（A）	上記「基盤研究（A）」と同じ。				○		
				基盤研究（B）	上記「基盤研究（B）」と同じ。				○		
				基盤研究（C）	上記「基盤研究（C）」と同じ。				○		
				挑戦的研究（開拓）	上記「挑戦的研究（開拓）」と同じ。				○		
				挑戦的研究（萌芽）	上記「挑戦的研究（萌芽）」と同じ。				○		
				若手研究	上記「若手研究」と同じ。				○		
				研究活動スタート支援	上記「研究活動スタート支援」と同じ。				○		
				奨励研究	上記「奨励研究」と同じ。				○		
		B. 国際共同研究加速基金							○		
				国際先導研究	上記「国際先導研究」と同じ。				○		
				国際共同研究強化	上記「国際共同研究強化」と同じ。				○		
				海外連携研究	上記「海外連携研究」と同じ。				○		
				国際活動支援班	上記「国際活動支援班」と同じ。				○		
				帰国発展研究	上記「帰国発展研究」と同じ。				○		
		③内定金額（間接経費のみ）			研究種目区分（新規・継続）別の科学研究費補助金の内定金額（間接経費のみ）。 国際共同研究加速基金は含むが、特別研究促進費、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費は含まない。異動は考慮せず申請（応募）から交付内定までに所属する組織で計上。						
		A. 科学研究費							○		
				特別推進研究	上記「特別推進研究」と同じ。				○		
				新学術領域研究（研究領域提案型）	上記「新学術領域研究（研究領域提案型）」と同じ。				○		
				学術変革領域研究（A）	上記「学術変革領域研究（A）」と同じ。				○		
				学術変革領域研究（B）	上記「学術変革領域研究（B）」と同じ。				○		
				基盤研究（S）	上記「基盤研究（S）」と同じ。				○		
				基盤研究（A）	上記「基盤研究（A）」と同じ。				○		
				基盤研究（B）	上記「基盤研究（B）」と同じ。				○		
				基盤研究（C）	上記「基盤研究（C）」と同じ。				○		
				挑戦的研究（開拓）	上記「挑戦的研究（開拓）」と同じ。				○		
				挑戦的研究（萌芽）	上記「挑戦的研究（萌芽）」と同じ。				○		
				若手研究	上記「若手研究」と同じ。				○		
				研究活動スタート支援	上記「研究活動スタート支援」と同じ。				○		
				奨励研究	上記「奨励研究」と同じ。				○		
		B. 国際共同研究加速基金							○		
				国際先導研究	上記「国際先導研究」と同じ。				○		
				国際共同研究強化	上記「国際共同研究強化」と同じ。				○		
				海外連携研究	上記「海外連携研究」と同じ。				○		
				国際活動支援班	上記「国際活動支援班」と同じ。				○		
				帰国発展研究	上記「帰国発展研究」と同じ。				○		

					データ定義の参照元					参照・備考	
大項目	中項目	小項目	区分1	区分2	データ定義	基本 情報	認証 評価	産学 連携	科研費		留学 状況
2. 共同研究											
		①受入件数			相手先区分別の共同研究の受入件数。 調査年度に行われた共同研究（機関と民間企業等とが共同で研究開発すること）で、機関が経費を受け入れたものを回答。 ・「調査年度に行われた」とは、契約期間が調査年度に1日でもかかるものをいう。 ・「機関が経費を受け入れた」とは、契約全体において相手方が費用を負担するものをいう。相手方が一切負担しない共同研究については、含めない。 ・調査年度に入金がない場合（複数年契約など）は、件数1件／金額0円と計上。			○			【様式2】共同研究受入実績
		A. 大企業			中小企業以外の企業をいう。			○			【様式2】共同研究受入実績
		B. 中小企業			「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）第2条に定める「中小企業者」を指す。具体的には、以下において、資本金または従業員数の基準を満たすものをいう。 （業種分類）（資本金）（従業員） 製造業その他 3億円以下 300人以下 卸売業 1億円以下 100人以下 サービス業 5千万円以下 100人以下 小売業 5千万円以下 50人以下			○			【様式2】共同研究受入実績
		C. 国						○			
		D. 独立行政法人						○			
		E. 公益法人等			「法人税法別表第二」に記載がある法人（ただし、大学は除く）を指す。※国公立大学や私立大学については、「その他」に含める。			○			【様式2】共同研究受入実績
		F. 地方公共団体						○			
		G. 外国政府機関						○			
		H. 外国企業			外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではない。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」・「国内民間企業」を判別。			○			【様式2】共同研究受入実績
		I. その他						○			
		②受入額			相手先区分別の共同研究の受入額。 調査年度に行われた共同研究（機関と民間企業等とが共同で研究開発すること）で、機関が経費を受け入れたものを回答。 ・「調査年度に行われた」とは、契約期間が調査年度に1日でもかかるものをいう。 ・「機関が経費を受け入れた」とは、契約全体において相手方が費用を負担するものをいう。相手方が一切負担しない共同研究については、含めない。 ・調査年度に入金がない場合（複数年契約など）は、件数1件／金額0円と計上。			○			【様式2】共同研究受入実績
		A. 大企業			上記「大企業」と同じ。			○			【様式2】共同研究受入実績
		B. 中小企業			上記「中小企業」と同じ。			○			【様式2】共同研究受入実績
		C. 国						○			
		D. 独立行政法人						○			
		E. 公益法人等			上記「公益法人等」と同じ。			○			【様式2】共同研究受入実績
		F. 地方公共団体						○			
		G. 外国政府機関						○			
		H. 外国企業			上記「外国企業」と同じ。			○			【様式2】共同研究受入実績
		I. その他						○			
		A. ～I. 以外						○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち競争的研究費等受入実績）

					データ定義の参照元					参照・備考	
大項目	中項目	小項目	区分1	区分2	データ定義	基本 情報	認証 評価	産学 連携	科研費		留学 状況
3. 受託研究											
	①受件数				相手先区分別の受託研究の受入件数。 調査年度に行われた受託研究（大学等が民間企業等からの委託により研究開発を行い、そのための経費が民間企業等から支弁されているもの。治験等を除く。）で、委託者が経費を負担するものを回答。 ・「調査年度に行われた」とは、契約期間が調査年度に1日でもかかるものをいう。 ・「委託者が経費を負担」とは、契約全体において委託者が費用を負担するものをいう。 システム改革や人材育成等の支援事業費は対象としない。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	A. 大企業				上記「大企業」と同じ。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	B. 中小企業				上記「中小企業」と同じ。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	C. 国							○			
	D. 独立行政法人							○			
	E. 公益法人等				上記「公益法人等」と同じ。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	F. 地方公共団体							○			
	G. 外国政府機関							○			
	H. 外国企業				上記「外国企業」と同じ。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	I. その他							○			
	②受入額				相手先区分別の受託研究の受入額。 調査年度に行われた受託研究（大学等が民間企業等からの委託により研究開発を行い、そのための経費が民間企業等から支弁されているもの。治験等を除く。）で、委託者が経費を負担するものを回答。 ・「調査年度に行われた」とは、契約期間が調査年度に1日でもかかるものをいう。 ・「委託者が経費を負担」とは、契約全体において委託者が費用を負担するものをいう。 システム改革や人材育成等の支援事業費は対象としない。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	A. 大企業				上記「大企業」と同じ。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	B. 中小企業				上記「中小企業」と同じ。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	C. 国							○			
	D. 独立行政法人							○			
	E. 公益法人等				上記「公益法人等」と同じ。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	F. 地方公共団体							○			
	G. 外国政府機関							○			
	H. 外国企業				上記「外国企業」と同じ。			○			【様式3－1】受託研究受入実績
	I. その他							○			
	A. ～I. 以外							○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち競争的研究費等受入実績）
	③治験受入件数				調査年度に行われた相手先区分別の治験の受入件数。 ・「調査年度に行われた」とは、契約期間が調査年度に1日でもかかるものをいう。 ・「治験」とは、医薬品、医療機器の製造販売承認を得るため、行政機関に届け出を行ったうえで実施されるものを指す。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	A. 大企業				上記「大企業」と同じ。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	B. 中小企業				上記「中小企業」と同じ。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	C. 国							○			
	D. 独立行政法人							○			
	E. 公益法人等				上記「公益法人等」と同じ。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	F. 地方公共団体							○			
	G. 外国政府機関							○			
	H. 外国企業				上記「外国企業」と同じ。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	I. その他							○			
	④治験以外の検査等受入件数				調査年度に行われた相手先区分別の「治験以外の検査等」の受入件数。 ・「調査年度に行われた」とは、契約期間が調査年度に1日でもかかるものをいう。 ・「治験以外の検査等」とは、「製造販売後調査」、「病理組織検査」、「それらに類似する試験・調査」を指す。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	A. 大企業				上記「大企業」と同じ。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	B. 中小企業				上記「中小企業」と同じ。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	C. 国							○			
	D. 独立行政法人							○			
	E. 公益法人等				上記「公益法人等」と同じ。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	F. 地方公共団体							○			
	G. 外国政府機関							○			
	H. 外国企業				上記「外国企業」と同じ。			○			【様式3－2】治験等受入実績
	I. その他							○			

大項目	中項目	小項目	区分1	区分2	データ定義	データ定義の参照元					参照・備考
						基本情報	認証評価	産学連携	科研費	留学状況	
		⑤治験受入額			調査年度に行われた相手先区分別の治験の受入額。 ・「調査年度に行われた」とは、契約期間が調査年度に1日でもかかるものをいう。 ・「治験」とは、医薬品、医療機器の製造販売承認を得るため、行政機関に届け出を行ったうえで実施されるものを指す。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		A. 大企業			上記「大企業」と同じ。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		B. 中小企業			上記「中小企業」と同じ。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		C. 国						○			
		D. 独立行政法人						○			
		E. 公益法人等			上記「公益法人等」と同じ。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		F. 地方公共団体						○			
		G. 外国政府機関						○			
		H. 外国企業			上記「外国企業」と同じ。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		I. その他						○			
		A. ～I. 以外						○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち競争的研究費等受入実績）
		⑥治験以外の検査等受入額			調査年度に行われた相手先区分別の「治験以外の検査等」の受入額。 ・「調査年度に行われた」とは、契約期間が調査年度に1日でもかかるものをいう。 ・「治験以外の検査等」とは、「製造販売後調査」、「病理組織検査」、「それらに類似する試験・調査」を指す。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		A. 大企業			上記「大企業」と同じ。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		B. 中小企業			上記「中小企業」と同じ。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		C. 国						○			
		D. 独立行政法人						○			
		E. 公益法人等			上記「公益法人等」と同じ。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		F. 地方公共団体						○			
		G. 外国政府機関						○			
		H. 外国企業			上記「外国企業」と同じ。			○			【様式3-2】治験等受入実績
		I. その他						○			
		A. ～I. 以外						○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち競争的研究費等受入実績）
		4. 寄附金									
		①寄附金受入件数			相手先区分別の寄附金の受入件数。 調査年度中に受け入れた機関全体の寄附金が対象。 ※「機関全体の寄附金（現金）」の考え方について、複数の機関を設置している法人への寄附金ではなく、自機関として受け入れた寄附金を計上。（自機関として受け入れた寄附金の額が不明な場合、計上しない。）			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
		A. 国内						○			
				国内民間企業				○			
				国、独立行政法人、地方公共団体、公益法人等	「公益法人等」とは、「法人税法別表第二」に記載がある法人（ただし、大学は除く）を指す。 ※国公立大学や私立大学については、「国内その他団体」に含める。			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
				国内その他団体	国内に住所を有し、国内民間企業、国、独立行政法人、公益法人等、地方公共団体に含まれない機関を指す。			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
				B. 外国				○			
				外国企業・外国政府機関・外国その他団体	外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国企業ではない。契約相手方企業の本店住所が外国にあるかどうかを基準に、「外国企業」・「国内民間企業」を判別。 「外国その他団体」とは、外国の財団法人等、外国企業や外国政府機関に該当しない機関を指す。			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）

大項目	中項目	小項目	区分1	区分2	データ定義	データ定義の参照元					参照・備考
						基本 情報	認証 評価	産学 連携	科研費	留学 状況	
			C. その他					○			
				クラウドファンディング（寄付型、購入型、融資・投資型等を含む）	クラウドファンディングにより受入があった件数・金額を回答。 ※寄附者の人数ではなくクラウドファンディングの件数を計上。			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
				個人				○			
			②寄附金受入額		相手先区分別の寄附金の受入額。 調査年度中に受け入れた機関全体の寄附金が対象。 ※「機関全体の寄附金（現金）」の考え方について、複数の機関を設置している法人への寄附金ではなく、自機関として受け入れた寄附金を計上。（自機関として受け入れた寄附金の額が不明な場合、計上しない。）			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
				国内				○			
				国内民間企業				○			
				国、独立行政法人、地方公共団体、公益法人等	上記「国、独立行政法人、地方公共団体、公益法人等」と同じ。			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
				国内その他団体	上記「国内その他団体」と同じ。			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
				外国				○			
				外国企業・外国政府機関・外国その他団体	上記「外国企業・外国政府機関・外国その他団体」と同じ。			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
				その他				○			
				クラウドファンディング（寄付型、購入型、融資・投資型等を含む）	上記「クラウドファンディング（寄付型、購入型、融資・投資型等を含む）」と同じ。			○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち寄附受入実績）
				個人				○			
				上記の国内、外国及びその他以外				○			【様式9】寄附受入実績、競争的研究費等受入実績（うち競争的研究費等受入実績）
			5. 特許								
				①出願件数	出願先別の特許の出願件数。 調査年度中に出願した件数を指す。			○			【様式5】特許等取得及び管理状況、特許出願経費等について
				A. 国内分				○			
				B. 外国分				○			
				②保有件数	出願先別の特許の保有件数。 調査年度末時点で、登録している特許権等を保有している件数を指す。			○			【様式5】特許等取得及び管理状況、特許出願経費等について
				A. 国内分				○			
				B. 外国分				○			
			VI 教員情報（研究）								
				1. 教員（研究）							
				①本務教員数	上記「本務教員数」と同じ。	○					学生教職員等状況票（学校基本調査）
				②専任教員数	上記「専任教員数」と同じ。						旧大学設置基準第十二条 専門職大学院設置基準第五条
				③基幹教員数	上記「基幹教員数」と同じ。						大学設置基準第八条
				④研究指導教員数	上記「研究指導教員数」と同じ。						大学院設置基準第九条 大学院設置基準第十三条
				⑤研究指導補助教員数	上記「研究指導補助教員数」と同じ。						大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件